

前文

- 県民全体が、がんを他人事ではない身近なものとして捉える必要がある
- 検診車の巡回による胃がん検診を全国に先駆けて実施した
- 県民の主体的かつ積極的な行動に努めるとともに、がん患者等に関する理解を深める
- 患者本位で持続可能ながん医療を提供する体制の充実
- 福祉・教育・就労等の必要な支援を受けることができる環境の整備
- 関係者が協働し、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指す

目的

(第1条)

がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割を明らかにするとともに、本県の特性に応じたがん対策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、宮城県がん対策推進計画の実効性を確保し、もって、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人一人ががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること

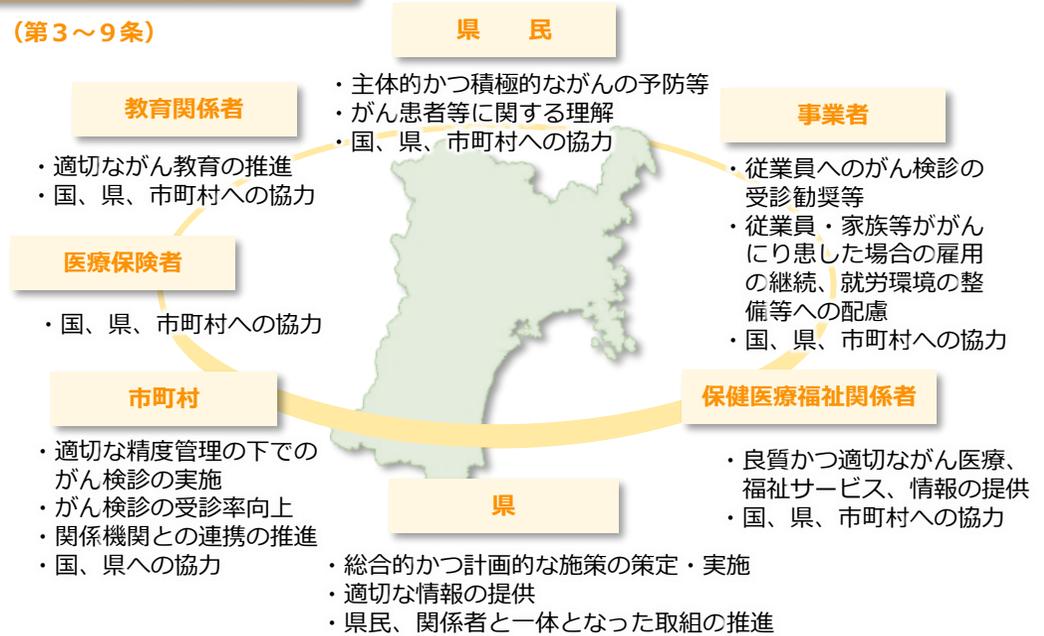
がん対策の推進に当たっての基本理念

(第2条)

- | | | |
|---------------------------------------------|---|-----------|
| がんの予防方法の普及啓発等 | ▶ | がんのり患率の減少 |
| がんの早期発見・早期治療の促進 | ▶ | がんの死亡率の減少 |
| がん医療提供体制の充実 | } | ▶ |
| がんになっても安心して生活し、
尊厳を持って生きられる地域共生
社会の実現 | | |
| ゲノム情報を含むがんに関する
個人情報の保護 | | |

県の責務・関係者の役割

(第3～9条)



基本的施策等 (県が実施する具体的な施策)

(第10～21条)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| がんの予防の推進 | がん患者等が抱える社会的な
問題への対策 |
| がんの早期発見の推進 | がん研究の推進等 |
| がん医療の充実 | 医療従事者の育成・確保の支援 |
| がん患者等の状況及び
がんの特性に応じたがん対策 | がん教育の推進 |
| 相談支援及び情報提供 | がん登録の利活用の推進 |
| 緩和ケアの推進 | 県民のがん対策への参画 |

推進体制の整備

(第22～23条)

- 宮城県がん対策推進計画
- 財政上の措置



宮城県がん征圧イメージキャラクター
がん助くん・グーチちゃん